

## 補助金等事業概要

補助事業名	一般財団法人佐渡文化財団運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	文化の発展及び生き生きとした地域住民の暮らしの実現のため、一般財団法人佐渡文化財団が事業を進めていくために必要な経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	一般財団法人佐渡文化財団
補助対象経費	別紙のとおり
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>運営費補助 人件費 補助対象経費の9/10を上限とする。 事務費 補助対象経費の91/2を上限とする。</p> <p>事業費補助 補助対象経費の10/10を上限とする。</p>
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	事業により異なる。
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の措置として、団体が自立できるまでの一定期間において補助するため。
	B 数値化不可
	・安定した財団運営を展開するため基金300万円を維持し、基金の増加による財政基盤の確立を図る。
	○目標に対する費用対効果（計算式）
—	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	費用対効果を算出することが困難な理由は、伝統文化等を活かした事業を通して地域住民の暮らしの水準の向上が期待されるが、地域住民の生活の充実度や満足度は、数値化することが難しいため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部文化スポーツ課
	（電話番号） 0259-63-5140